

埼玉県屋内50m水泳場整備運営事業 入札説明書等に関する質問に対する回答（第2回）

- 埼玉県屋内50m水泳場整備運営事業入札説明書等に関して、令和5年7月4日までに寄せられた質問への回答を公表します。多くの質問をいただき、誠にありがとうございました。
- 質問は、原文のまま掲載していますが、明らかな誤字、脱字および表記の誤りと判断された箇所について、一部修正しています。

令和5年7月
埼玉県

No.	書類名	箇所				項目名	質問	回答		
		頁	大項目	中項目	小項目				細目	
1	入札説明書	3	第1		(8)	ア	設計・建設期間	設計・建設期間が非常に厳しいと考えております。落札者の決定・公表（令和5年11月）から事業契約の締結（令和6年3月）までの約4か月がありその期間も有効に事業推進に活用したく、落札者の決定・公表後、設計協議を直ちに開始し、関係機関の対外協議も含め開始させていただき、設計業務を開始することは可能でしょうか。	基本協定書（案）第9条に記載の通り、事業者選定日から事業契約に係る本契約の締結までに、事業予定者の自己の責任と費用において、設計に関する打ち合わせを実施することは妨げません。	
2	入札説明書	3	第1		(8)	ア	設計・建設期間	入札説明書等に関する質問に対する回答（第1回）のNo. 107におきまして、令和6年1月から令和7年3月までに解体及び整地等を行う予定とあることから、実質本事業における建設期間開始は令和7年4月以降になると読み取れ、建設期間は、最大で令和7年4月～令和9年3月末までの24ヶ月の工期となります。令和6年度から建設業務残業規制における4週8閉所を考慮した上での24ヶ月の工期との理解でしょうか。また、24ヶ月の工程設定をどのような想定でされているのか資料を開示いただけないでしょうか。工程の考え方の差異について、事業者対話にて協議いただくことは可能でしょうか。	建設期間については、令和7年4月以降の24ヶ月の期間を基本とします。なお、供用開始予定日の変更は想定しておりませんが、事業者対話時に工期設定に関して質問して頂くことは妨げません。	
3	要求水準書	3	第1	7	(2)		川口市が別途整備する施設との設計及び施工調整	インフラ（電気、上水、下水、ガス等）は本施設と北スポーツセンターで分けて整備する（引き込みは各施設ごと）と考えて宜しいでしょうか。	その理解で結構です。	
4	要求水準書	3	第1	7	(2)		川口市が別途整備する施設との設計及び施工調整	川口市が別途整備する施設との設計及び施工調整	埼玉県屋内50m水泳場と北スポーツセンターの取合い部等の施工に際し、北スポーツセンターの敷地を一部利用可能であるとの理解でよろしいでしょうか。	エキスパンジョイント等の取合い部の施工については、市、県及び各事業者で協議し、施工時期、範囲等について協議して決定します。
5	要求水準書	3	第1	7	(2)		川口市が別途整備する施設との設計及び施工調整	川口市が別途整備する施設との設計及び施工調整	入札説明書等に関する質問に対する回答（第1回）以降に、川口市が別途整備する施設に関する新たな情報がありましたらご提示ください。本事業の工事中の資材置場や施工計画の検討に必要となるため、川口市との協議・調整経過のご提示をお願いします。	現時点では新たな情報はございません。なお、神根公園及び神根運動場の都市公園への変更については、令和5年7月5日に川口市都市計画審議会が開催されました。8月上旬には川口市から告示予定です。（ https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01130/020/5/29_6/43059.html ）
6	要求水準書	3	第1	7	(2)		川口市が別途整備する施設との設計及び施工調整	川口市が別途整備する施設との設計及び施工調整	本施設と北スポーツセンターは一棟として整備するものの、ライフラインはそれぞれ独立して整備するとの要求事項ですが、具体的には、電力、通信、水道、ガスはそれぞれ単独に引き込むとの理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
7	要求水準書	3	第1	7	(2)		川口市が別途整備する施設との設計及び施工調整	川口市が別途整備する施設との設計及び施工調整	本施設と北スポーツセンターを一棟として整備するにあたり、火災受信機、監視装置は、本施設側を主、北スポーツセンター側を副として考えてよろしいでしょうか。また、その際、本施設の計画にあたり、北スポーツセンター側の計画内容をご教示願います。	主、副と分ける場合、県施設を主、市施設を副と想定しています。市からは、北スポーツセンターの計画内容として、体育館、公民館、トレーニングルームと伺っております。併せて、川口市のHPにて公表されている「神根運動場周辺整備基本計画（案）パブリックコメント」の内容をご参照ください。
8	要求水準書	3	第1	7	(2)		川口市が別途整備する施設との設計及び施工調整	川口市が別途整備する施設との設計及び施工調整	本施設と北スポーツセンターを一棟として整備するにあたり、消火ポンプ、消火水槽は本施設側で計画し、北スポーツセンターとの接続部にて配管渡し（以降、スポーツセンター側工事）と考えてよろしいでしょうか。	原則、県施設と市施設で別々の整備を想定しています。法令等により、左記方法で整備する場合、その理解で結構です。

No.	書類名	箇所				項目名	質問	回答	
		頁	大項目	中項目	小項目				細目
9	要求水準書	11	第11	11		統括責任者の配置	【本事業の体制】に示された各責任者の配置を前提とし、効果的な業務遂行を目的とした体制を事業者より提案することは妨げられないとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準を満たす限りにおいて、その理解で結構です。	
10	要求水準書	11	第1	11		工事監理責任者	工事監理責任者をはじめとする工事監理者は常駐しなくてもよいとの理解でよろしいでしょうか。	事業者の提案によります。	
11	要求水準書	15	第2	1	(1)	ア	立地条件	本事業建設工事の着工は、川口市が行う解体及び整地等の後になる認識です。 入札説明書等に関する質問書に対する回答（第1回）のNo.107に「令和6年1月から令和7年3月までに川口市で解体及び整地等を行う予定」とありますが、当該解体及び整地工事の前倒し又は短縮化は可能でしょうか。もしくは、当該解体及び整地工事と並行して本事業建設工事を行う検討は可能でしょうか。 本事業建設工事の着工を早めることで工期を確保したいのが主旨です。	No.2をご参照ください。
12	要求水準書	17	第2	1	(2)	ア	屋内水泳施設構成	移動式水中カメラに関し、備品一覧に記載されておりませんが、電気設備の提案との理解でよろしいでしょうか。 またその場合、これら費用はサービス購入料A-1に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書の各備品リストは参考として示しているものであり、事業者の提案により、適宜備品又は電気設備に振り分けてください。 また、備品又は電気設備のどちらで提案したかによらず、サービス購入料Aの改定対象となります。併せてNo.90をご参照ください。
13	要求水準書	28	第2	2	(3)	イ	プール施設	入札説明書等に関する質問に対する回答（第1回）No.139において、サブプールを使用した競泳大会が明示されておりませんので、要求水準書参考資料1の中で、サブプールのみ使用する予定の大会についてお示しいただきたく存じます。 加えて、メインプールゾーンのみを使用、全施設貸切の使用を想定している大会についてもお示しいただきたく存じます。	「実施方針等に対する事業者対話の実施結果」のNo.56をご参照ください。併せて、要求水準書参考資料1に大会ごとの各プールの利用想定を追記します。
14	要求水準書	36	第2	2	(3)	イ	8) 観客ゾーン ①観客席 (ア)	「1000人分まではベンチシート」とある部分で、最低限必要なベンチシート人数をお示しいただけますでしょうか。	1000人程度が着席できるようにベンチシートを計画してください。この考え方にに基づき、要求水準書等を修正します。なお、個々のベンチシートの仕様（着座可能人数等）は事業者提案によります。
15	要求水準書	37	第2	2	(3)	ウ	1) 駐車場・駐輪場 (ク)	大会時の集中利用時には180台程度確保とありますが、常時利用の台数以上は、屋根の設置が無い仮設駐輪場として計画することは可能でしょうか。	その理解で結構です。
16	要求水準書	37				ウ	外構等	川口市が別途整備する駐車場や公園について、本施設からの提案として、外構を調整することは今後可能でしょうか。	提案の事由により、川口市との調整が可能かどうかを判断することになります。また、本質問の「外構を調整すること」の具体的な内容を計りかねるため、事業者対話時にご質問ください。
17	要求水準書	38	第2	2	(3)	ウ	4) 門扉・フェンス (イ)	「北スポーツセンターと面していない外周にはフェンスを設ける等を行い…」とありますが、本事業区域東側の川口市駐車場と面する部分は、自動車が無断侵入しない工夫を行えばフェンスの設置までは不要という考えで宜しいでしょうか。	その理解で結構です。

No.	書類名	箇所					項目名	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
18	要求水準書	38	第2	2	(3)	ウ	ごみ置き場（屋外）	要求水準に記載の事項を遵守した上で、屋外に独立ではなく、本施設内に設けることは可能でしょうか。	必ずしも本施設と独立した建屋とする必要はなく、要求水準を充足する範囲で本施設に同様の機能を有する区画を設けることも可能とします。 この場合にあつては、ごみ処理事業者が本施設内に入らずにごみを搬出できる専用の搬出口を用意するなどごみ処理事業者の動線を工夫してください。
19	要求水準書	41	第2	2	(5)	ケ	構内交換設備	構内交換設備について、携帯型の端末は必要でしょうか。	事業者の提案によります。
20	要求水準書	43	第2	2	(6)	ア	空気調和・換気設備	入札説明書等に関する質問に対する回答（第1回）No.166「本施設と北スポーツセンターの相互監視が必要な制御設備は何か」の質問に対して「現時点で想定しているのは、消防設備による監視や、管内の電話等の配線」との回答でした。あくまでも事業者提案になると理解しておりますが、県は本施設から北スポーツセンターの消防設備の監視や、警報時の連絡・駆けつけを想定されているとの理解でよろしいでしょうか。	事業者提案によりますが、県と市の施設管理者が別々になるため、災害時等には双方の状況を確認し、適切な対応が取れるよう施設整備する必要があると考えています。
21	要求水準書	54	第3	2	(1)	イ	b実施設計図書 eその他 ・建築物総合環境性能評価システム(CASBEE新築)評価書	CASBEEの目標評価値は事業者の提案によることで宜しいでしょうか。	その理解で結構です。
22	要求水準書	57	第3	2	(2)	(エ)	竣工写真の著作権等	県及び県が認めた公的機関は、竣工写真を無償で使用する場合、著作権名を表示しないことができるとありますが、これは著作権名を表示しないことを意図する記載であるとの認識でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。要求水準書の「著作権名」を「著作者名」に改めます。
23	要求水準書	62	第3	2	(3)	オ	プール公認取得業務	プール公認取得業務が開業準備業務の中に含まれていますが、公認取得は建物竣工ではなく、供用開始の令和9年7月1日迄に完了していれば問題ないという理解でよろしいでしょうか。	公認取得は建物竣工ではなく、開業準備業務の期間中に実施してください。
24	要求水準書	65	第4	1	(7)	ア(エ)	利用料金の設定	回数券、月間利用権、年間利用権などの料金体系に関しては、貴県の条例による制限は特段なく、事業者の自由裁量で設定できるとの認識でよろしいでしょうか。	条例で規定する金額の範囲内であれば事業者の提案により回数券による徴収、月間または年間単位での利用料金の設定も可能です。 なお、長期の利用権の設定にあつては利用者の決定に関する業務に支障が生じないようにしてください。 また、料金体系を変更する場合には、事前に県の承諾を経て、十分な周知期間を確保する必要があります。
25	要求水準書	65	第4	1	(7)	ア	利用料金の設定	入札説明書等に関する質問に対する回答（第1回）No.181に減免対象となる想定利用が記載されておりますが、減免利用の頻度をどの程度に設定するかにより利用料金収入が大きく変わります。そのため、競争の公平性を期す意味でも減免額の基準をご教示願います。	減免対象となる利用の頻度は事業者で想定し提案してください。なお、入札説明書等に関する質問に対する回答（第1回）No.181に記載の団体が使用する場合は、全額又は半額免除の対象となります。
26	要求水準書	65	第4	3	(7)	ア	利用料金の設定	入札説明書等に関する質問に対する回答（第1回）No.88において、「大会誘致の頻度は要求水準書参考資料1を参照してください」と記載されておりますが、No.188では、「埼玉県がスポーツ事業として使用する場合は全額免除」と記載されております。参考資料1に記載されている大会のうち、全額免除にあたる大会についてお示ししたく存じます。	要求水準書参考資料1に記載している大会を本施設で実施する場合、全額免除にあたるものではありません。なお、埼玉県（埼玉県教育委員会含む）がスポーツ事業として単独で主催する場合のみ全額免除を想定しています。

No.	書類名	箇所				項目名	質問	回答	
		頁	大項目	中項目	小項目				細目
27	要求水準書	65	第4	3	(7)	ア	利用料金の設定	入札説明書等に関する質問に対する回答(第1回) No.184の回答に「減免を行った場合の事業者への補填は想定していない」とありますが、正確な収入計画を立てる場合には、①本水泳場での実施可否、②減免適用有無が非常に重要となりますので、ご留意のうえ、ご回答願います。	No.25をご参照ください。また、料金収入見込額が実績額と異なる場合のサービス購入料Cの改定の仕組みは事業契約書(案)別添2をご参照ください。
28	要求水準書	66	第4	1	(7)	イ(イ)	利用料金の取扱い	周知に必要な期間とほどの程度の期間を想定しておけばよろしいでしょうか。	専用利用(大会等専用利用)に関する利用調整を行う前までに周知を行うことが望ましいと考えます。
29	要求水準書	66	第4	1	(7)	イ(ウ)	利用料金の取扱い	利用料金の価格反映タイミングによっては事業性に影響がございます。条例の変更手続きにはどの程度の期間が必要かご想定をご教示いただけますでしょうか。	例えば、9月定例会議後に翌年度の利用料金に係る条例改正の議案を付議する場合は、前定例会となる6月定例会議中に改正案の概要を固めておく必要があります。したがって、5月中旬までには利用料金の変更を提案し、県と協議を始めることが望ましいと考えます。
30	要求水準書	69	第4	2	(6)		施設管理台帳	施設管理台帳は事業者の任意様式との理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
31	要求水準書	73	第4	3	(6)	イ	利用者の受付に関する業務	入札説明書等に関する質問に対する回答(第1回) No.197に利用調整会議は事業者が主催すると記載されておりますが、県や県内の学校、県を単位とした公益団体、県内の市町村が使用する場合などについては、県が主導的に各団体とスケジュール調整した上で利用調整会議に図るとの理解でよろしいでしょうか。	事業者が主導的に各団体とのスケジュール調整を行うことを想定しています。ただし、県が関与する左記のような利用の場合は、県も適宜調整に協力する予定です。
32	要求水準書	74	第4	3	(6)	エ(イ)	利用料金徴収に関する業務	予約金の返金に旨規定されていますが、安易なキャンセルを防止するために、キャンセル料を徴収することは可能でしょうか。	キャンセル料の徴収の可否については、事業者の提案によります。
33	要求水準書	80	第4	2	(13)	イ	自由提案事業実施に伴う利用料金等の取扱い	入札説明書等に関する質問に対する回答(第1回) No.213において、「設置管理条例に基づき定められる利用料金を支払うこと」と記載されておりますが、これは該当する学校等から施設使用料を事業者が徴収するとの理解でよろしいでしょうか。またその場合は、減免措置の対象となるのかご教示願います。	第1回の入札説明書等に関する質問に対する回答は、自由提案事業として事業者が水泳指導を学校等から受託することを想定したもので、事業者が専用利用料金を指定管理者に対して支払うことでレーン等を確保し、学校等が事業者に対して委託料を支払ってそのレーン等を使って水泳指導を行うことを想定したものです。したがって、この場合は学校等は減免措置の対象とはなりません。
34	要求水準書及び別紙3地質調査資料	15	第2	1	(1)	ウ	地盤調査資料	入札説明書等に関する質問書に対する回答(第1回)の要求水準書別紙3で粒度試験、物理試験等提示していただきましたが、ボーリングNo.2のTS-1~3での力学試験(一軸圧縮・圧密試験等)等を含め、基礎等の検討のため地盤調査報告書一式をご提示いただけませんか。	入札参加表明を行った全グループの代表企業宛てに当該データを提供します。
35	要求水準書別紙5-1	2					メインプールゾーン	水球の大会や練習で使用の際に、プールサイドに面した諸室等のガラスや壁面への防球対策が必要かと思われませんが、事業者提案との解釈で宜しいでしょうか。	その理解で結構です。
36	要求水準書別紙5-1	9	必要諸室及び仕様	ゾーンその他			機械室、電気室、地下機械室、発電機室	原則、屋内設置とするとの記載がありますが、受変電設備を水害等の対策を考慮したうえで屋外設置の計画とすることは可能でしょうか。	関連法令を遵守する限りにおいて、その理解で結構です。

No.	書類名	箇所				項目名	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目			
37	要求水準書別紙7	添付資料別紙7				ブル電気備品リスト	入札説明書等に関する質問書第1回の回答No.263に、競泳用自動審判時計システム関連備品について、大規模大会での運用に耐えるのであれば数量は事業者提案によると記載があります。本システムは高価かつ精密機械のため、数量により購入費及びメンテナンス費が大きく変動します。競争の公平性を期す意味でも、他施設での運営事例を踏まえて適切な数量を要求水準書にて再度お示しいただきたく存じます。	入札説明書等に関する質問書第1回のNo.263の通り、数量は事業者提案によります。ただし、県として、競泳用自動審判時計システム関連備品の最低限必要と考えている数量は一式を2セットとなります。また、障害者用スタート合図システム関連備品の最低限必要と考えている数量は一式を1セットとなります。
38	要求水準書別紙9「利用料金等の考え方」	1～2	2			利用料金	「利用料金の種別及び上限額は次のとおりを予定しており、周辺施設や提供されるサービスの水準等を勘案して設定すること」と記載されておりますが、事業者からの提案に際し、周辺施設やサービス水準を勘案し、こちらで示された上限額を上回る提案をすることは可能でしょうか。	上限額を超える利用料金の設定の提案は認めないこととします。併せて、要求水準書別紙9を修正いたします。
39	要求水準書別紙9	2		2	(2)	専用利用	練習や合宿のために専用利用する場合は、専用利用料金と利用人数分の個人利用料金が必要となるのかご教示願います。	専用利用料金のみが必要になります。
40	要求水準書別紙10川口市との調整状況(主な項目)					整備	雨水貯留槽について、申請時については一体敷地で申請する際市施設側で必要な雨水貯留槽と本施設整備で必要な雨水貯留槽を一体で整備する必要はないでしょうか。	その理解で結構です。
41	落札者決定基準	5	4	(1)		事業実施に関する事項 地域経済への配慮	入札説明書等に関する質問に対する回答(第1回)No.287において、「県内企業に明確な定義は定められておりません」と記載されておりますが、例えば、県内企業の定義を下記①②のいずれかで設定するかにより、地域貢献の算定額にも大きな乖離が生じます。 ①埼玉県内に本社・本店がある企業 ②埼玉県内に支店、営業所のある企業 そのため、定義をご提示いただきたく存じます。	県内企業とは、「県内に本店又は主たる営業所を有する企業」とします。ただし、落札者決定基準の審査項目である「地域経済への配慮」として県内企業の活用等が評価されるかは、落札者決定基準の当該項目における審査の視点を踏まえた上で、審査委員会での評価によります。
42	様式集(PDF)	10	2			企業名の記載	「提案書に示された代表企業、構成員及び協力企業の企業名を記載した一覧表を添付すること」とありますが、提出部数は1部の理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
43	様式集(PDF)	10	4			書式等	「上下左右には25mm程度の余白」と記述がありますが、綴じ代を左と考え、上下や右については図版の大きさ都合で、多少余白を詰めてもよろしいでしょうか。	令和5年6月9日に公表した「様式集について」の修正版に追記した通り、上下や右については、15mm程度とすることも認めます。
44	様式集(Excel)	様式3-3-1 サービス購入料A				サービス購入料A-1	様式3-3-1注7「様式3-3-4(初期投資費の内訳書)に記載した「合計(税込)」の「88%以内」の「合計(税込)」は様式3-3-4初期投資費の66行目の金額のことでしょうか。	その理解で結構です。
45	様式集(Excel)	様式3-3-1 サービス購入料A				サービス購入料A-1	様式3-3-1注7に記載の「(※1)欄に記載する金額は、様式3-3-4(初期投資費の内訳書)に記載した「合計(税込)」の「88%以内かつ「小計(D=A+B+C)」に消費税等を加えた額以内としてください。」について、各年度それぞれが条件を満たさずとも、事業期間全体で条件を満たせばよいでしょうか。	その理解で結構です。

No.	書類名	箇所				項目名	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目			
46	様式集					様式3-3-5 備品等調達・設置業務費の内訳書	リース料を計上する場合は、単年のリース料を計上するとの理解でしょうか。	事業期間に渡って必要となるリース料を合算して記載してください。なお、様式3-3-5の注9に記載の通り、事業期間終了後の買取も含めた金額を記載してください。
47	様式集					様式3-3-7 運営・維持管理業務費の内訳書	業務ごとにかかる費用（人件費、消耗品費、備品購入費等の合計額）を記載するとの理解でよろしいでしょうか。一人の職員が複数の業務に関わる場合は、主たる業務の欄にその職員の人件費を計上するとの理解でよろしいでしょうか。	業務ごとにかかる費用を記載してください。一人の職員が複数の業務に関わる場合は、関わっている比率等に応じて、各業務ごとの費用に適宜配分してください。
48	様式集					様式3-3-9 利用料金等収入の積算内訳書	減免分の金額は考慮しないとの理解でよろしいでしょうか。仮に考慮する場合、どのように記載すればよいかが教示願います。	減免分の金額を考慮した利用料金収入を記載してください。なお、料金収入見込額が実績額と異なる場合のサービス購入料Cの改定の仕組みは事業契約書（案）別添2をご参照ください。
49	様式集 (Excel)	3-3-11				3-3-11長期収支計画書	キャッシュフロー計算書において「税引後当期利益」「税引後当期損失」の項目がございますが、こちらは間接法での計上方法かと存じます。一方、「初期投資費」などは直接法での計上のように見受けられますが、計上方法は事業者側の事業計画に合わせて適宜変更することは可能でしょうか。また、必要に応じて業者側で適宜様式の項目の表記を変更させていただくことは可能でしょうか。	様式3-3-11は間接法を前提として計上してください。なお、必要に応じて、適宜様式の項目の表記を修正することは認めますが、様式3-3-1、3-3-2、3-3-3については、原案の通りに作成してください。
50	様式集 (Excel)	3-3-11				3-3-11長期収支計画書	事業年度につきまして、会社清算年度（R24年度）の表記がありませんでしたので事業者側で追記して問題ないでしょうか。	問題ございません。必要に応じて追記ください。
51	様式集 (Excel)	3-3-11				3-3-11長期収支計画書	法人税について、法人税、特別法人事業税、地方方法人税、法人事業税、法人県民税、法人市民税に分類して記入が求められているものと理解しております。他PFI事例の中でも詳細な記載を求める内容かと考えますが、法人税等（43行目）のみの記載としていただけないでしょうか。また、難しい場合には詳細な記載を求める背景についてご教示ください。	様式3-3-11について、法人税等のみの記載とするように修正いたします。
52	様式集 (Excel)	3-3-11				3-3-11長期収支計画書	キャッシュ・フローと貸借対照表が合致しない勘定科目（例えば、開業費等の繰延資産等）がある場合において、キャッシュ・インの税引後当期利益（68行目）とキャッシュ・アウトの税引後当期損失（79行目）に記載する金額の取扱いについてご教示いただけますでしょうか。	キャッシュ・インの税引後当期利益（68行目）やキャッシュ・アウトの税引後当期損失（79行目）に反映しにくい勘定科目がある場合、必要に応じて項目を追加又は細分化し、全体の金額が関連する様式と整合するように記載して頂ければ結構です。なお、本様式に項目を追加又は細分化する場合、その旨が分かる注釈を欄外に記載して頂くようお願いいたします。
53	様式集 (Excel)	3-3-11				3-3-11長期収支計画書	様式3-3-1～3-3-10においては消費税の取扱いが記載されておりますが、3-3-11には一部の項目（サービス購入料は税抜の記載あり）を除いて消費税の取扱いが記載されておられません。消費税抜で作成すればよろしいでしょうか。	消費税抜として作成してください。
54	様式集 (Excel)	様式3-3-11 長期収支計画書				R24年度列追加	必要に応じてSPC清算年度（R24年度）の列を追加してもよいでしょうか。	No. 50をご参照ください。

No.	書類名	箇所					項目名	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
55	様式集	7	-	-	-	-	様式3-7-3	<p>様式3-7-3の修繕・更新業務に関する提案書への記載内容として、6項目が記載されています。そのうち、4項目に関する記載内容は下記の理解で相違ないかご教示願います。</p> <p>①「○事業期間中の計画的な修繕に向けた長期修繕計画作成についての考え方、具体的な方策」には、「施設の引渡しの6か月前までに」県に提出する長期修繕計画の作成についての考え方・具体的な方策に関して記載する。</p> <p>②「○事業期間終了後に備え、終了時期間際における修繕への対応方針」には、「事業期間終了前に行う修繕」への対応方針・対応内容等に関して記載する。</p> <p>③「○本事業の事業期間終了後に備えた長期修繕計画の策定手順及び手法に関する提案」には、「供用開始から10年を経過した時点で」県に提出する長期修繕計画（事業期間内の修繕計画）の策定手順及び手法について記載する。</p> <p>④「○事業期間終了後、県が効率的・効果的に適切な修繕・更新等に取り組むことができる、具体的な長期修繕計画を策定する方策」には、「事業期間終了の3年前までに」県に提出する長期修繕計画（事業期間終了後30年間の修繕計画）の具体的な策定方策について記載する。</p>	<p>事業者が県に提出する長期修繕計画が対象とする期間は、以下の2種類となります。</p> <p>1) 運営・維持管理期間における長期修繕計画 2) 事業期間終了後30年間の長期修繕計画</p> <p>1) については、以下のタイミングで県への提出が必要です。</p> <p>1)-1: 施設の引渡しの90日前 1)-2: 供用開始から10年を経過した時点での修正</p> <p>2) については、以下のタイミングで県への提出が必要です。</p> <p>2)-1: 事業期間終了時の3年前 2)-2: 2)-1にて県の確認・指示を受けた修正版提出</p> <p>その上で、左記質問における項目に対し、記載する提案内容は以下としてください。これに応じて、様式集P.7を補足する形で修正します。</p> <p>①: 1)についての考え方、具体的な方策。 ②: 原案の通り。 ③: 2)の策定手順及び手法。 ④: 2)の策定手順及び手法の提案において、特に県が効率的・効果的に適切に修繕・更新等に取り組むことができるように工夫した点。</p> <p>加えて、上記の1)-1)について、要求水準書と事業契約書(案)にて齟齬があったため、要求水準書を修正します。</p>
56	様式集	7	-	-	-	-	様式3-7-3	<p>様式3-7-3の修繕・更新業務に関する提案書への記載内容として、6項目が記載されています。そのうち、下記2項目では、事業期間終了後に備えた長期修繕計画に関する内容であるため、記載内容は重複すると思慮します。</p> <p>○本事業の事業期間終了後に備えた長期修繕計画の策定手順及び手法に関する提案 ○事業期間終了後、県が効率的・効果的に適切な修繕・更新等に取り組むことができる、具体的な長期修繕計画を策定する方策</p> <p>①敢えて項目を分けている意図をご教示願います。 ②上段の項目に関する記載は「本事業全体に対する視点での提案」、下段の項目に関する記載は「県の視点での提案」で書き分けるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	No. 55をご参照ください。
57	基本協定書(案)	1	第3条	第2項			県及び事業予定者の努力義務	<p>要望事項が、入札説明書、要求水準書並びに質問回答から逸脱しているとは言えないまでも、提案内容からの大幅な計画変更や費用増加が見込まれる場合も除外するようご検討いただけますでしょうか。(事業契約書(案)3頁 第6条 第2項についても同様です。)</p>	<p>屋内50m水泳場整備運営事業審査委員会及び県の要望事項について、提案内容からの大幅な計画変更や費用増加が見込まれる事項があった場合、それらは無条件に容認されるものではなく、あくまでも合理的な範囲で尊重されるものと想定しております。</p>

No.	書類名	箇所				項目名	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目			
58	基本協定書 (案)	4	第7条	6		違約金について	万一、貴県の責めに帰すべき事由により事業契約の仮締結に至らなかった場合、県から事業者へ支払う違約金を申し入れることができるのでしょうか。	原案の通りとします。
59	事業契約書 (案)	2	第2条	第1項	(31)	用語の定義	第1回質問回答No. 335の貴県回答ですが「政策変更は、法令等の変更又は不可抗力等のいずれにも該当しません」とございます。政策変更により、本事業実施に何らかの影響が生じた場合の取扱いはどのようになりますでしょうか。	回答する上で質問内容のうち、想定している政策変更の内容を計りかねるため、対話時にご質問ください。
60	事業契約書 (案)	3	第6条	第2項		提案書類と要求水準の関係	埼玉県屋内50m水泳場整備運営事業審査委員会の要望について「尊重」しなければならないとありますが、これは委員会の意見に従う契約上の義務が発生するということでしょうか。それとも努力義務にとどまるものでしょうか。	契約上の義務は発生しますが、あくまでも合理的な範囲で尊重されるものと想定しております。併せてNo. 57をご参照ください。
61	事業契約書 (案)	4	第1章	第8条	1	協議会	「県及び事業者は、本事業全般に関する事項を協議するための協議会を設置するものとする。」と記載されております。 他方、要求水準書の14頁、17 その他、(2)県との協議において、「事業者は、事業期間を通じて、県との間で本事業についての協議を行うための定例会を開催し、会議録の作成等を行うこと。」と記載されておりますが、協議会と定例会の違いをご教示願います。また、協議会と定例会の想定する参加者をご教示願います。	当該箇所の「定例会」と「協議会」は同義であるため、事業契約書(案)における「協議会」の表記を「定例会」に改めます。 また、「定例会」の構成については、事業契約書(案)第8条第2項に記載の通り、県と事業者が協議して定めることとなりますが、現時点では県と事業者を想定しています。
62	事業契約書 (案)	6	第1章	第15条	1	許認可等の手続	「県が許認可を取得し、又は届出をする必要がある場合には、県がこれを行うものとし、そのために事業者に対し協力を求めた場合には、事業者はこれに応ずる」とありますが、具体的に想定されているものはありますか。	現時点での想定はございません。
63	事業契約書 (案)	8	第20条	第3項 ほか		県の請求による要求水準書の変更	協議が調わない場合、一定期限を区切ったうえで貴県が必要と認める要求水準や事業日程、サービス購入料の変更がなされる旨規定されておりますが、協議期間経過後に貴県が一方向的に通知するのではなく、第8条に定める協議会を活用し、県と事業者の双方の事業継続を勘案した措置について協議が実施できるようにしていただけますでしょうか。(第20条第3項、第21条第3項、第39条第4項、第40条第3項、第43条第1項、第100条第3項、第106条第1項、第108条第1項、第109条第1項、第116条第4項、第118条第4項についても同様です。)	原案の通りとします。

No.	書類名	箇所					項目名	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
64	事業契約書 (案)	10	第3章	第23条	2		本施設の設計	県が周辺施設等との調和等の観点より設計協議を申し入れ、その結果、事業者が生じた増加費用は県に負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	県が周辺施設等との調和等の観点より設計協議を申し入れた場合の増加費用又は損害が発生した場合の措置については、事業契約書(案)第23条第11項・第12項をご参照ください。
65	事業契約書 (案)	10	第3章	第23条	2		本施設の設計	県が周辺施設等との調和等の観点より設計協議の申し入れを行うタイミングは、基本設計の着手前に行われるとの理解でよろしいでしょうか。	県が周辺施設等との調和等の観点より設計協議を申し入れを行うタイミングは基本設計の着手前・着手中が想定され得ますが、実施設計着手以降も発生する可能性は否めません。併せてNo. 64をご参照ください。
66	事業契約書 (案)	13	第4章	第1節	第29条	(1)	建設業務の遅延	貴県の責めに帰すべき事由により本施設の引渡し若しくは供用開始が遅延した場合又は増加費用及び損害が発生した場合、貴県は引渡し日若しくは供用開始日を合理的な期間だけ延期し、又は当該増加費用及び損害を負担するとありますが、そのどちらか一方だけでなく、必要に応じてどちらもご対応いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
67	事業契約書 (案)	14	第32条	第1項			建設業務に係る第三者の使用	建設業務を建設に当るもの以外の第三者に請負わせて実施する場合、貴県の承諾が条件となっています。この規定によれば、建設工事の下請企業すべてについて貴県の承諾がなければならないこととなり、承認作業や事務手続きに煩雑さが生じることが予想されます。例えば、一次下請については承諾を得るなど、承認が必要な範囲を限定いただけないでしょうか。	事業契約書(案)第32条に記載の通り、建設に当たる者又は第32条第1項ただし書に記載の建設に当たる者以外の第三者が更に建設業務の一部を他の第三者に請け負わせる場合、事業者は、県に対し速やかにその旨を通知する必要のみ生じるため、県からの承諾は不要です。
68	事業契約書 (案)	15	第4章	第1節	第36条	2, 5	建設業務に伴う近隣対策	事業者が善良な管理者としての注意義務を払ってもなお避けることができなかったと認められる騒音、悪臭、公害等について近隣対策を実施した場合、当該増加費用は貴県が負担していただけないでしょうか。	原案の通りとします。
69	事業契約書 (案)	15	第4章	第36条	6		建設業務に伴う近隣対策	住民の反対運動や訴訟等に起因して工事が遅延する場合、引渡予定日、供用開始日を延期する旨記載されております。当該延期に伴い事業者が生じた増加費用・損害等は県に負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	本施設を設置すること自体に関する近隣対策に起因する限りにおいて、その理解で結構です。
70	事業契約書 (案)	16	第38条	第4項			県による説明要求及び建設現場立会い	工事の安全管理上、事前に通知いただけないでしょうか。 どうしても通知なしとする場合には、 ・業務に支障がある場合は立会を拒める、 ・それでも立ち会ったことによって生じた工程遅延の責任は負わない ・追加費用が発生した場合は発注者にて負担をする等の効果を認めていただけますでしょうか。	原案の通りとします。

No.	書類名	箇所					項目名	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
71	事業契約書 (案)	18	第4章	第2節	第42条	4	引渡予定日の変更	「特別の理由がある場合において貴県は事業者に引渡予定日の変更を請求することができる」とありますが、請求できるだけで、双方の協議により決定するという認識でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
72	事業契約書 (案)	19	第45条				本施設の建設に伴い第三者に及ぼした損害	第三者に損害を及ぼした場合、「県の責めに帰すべき事由により生じたものについては、県が負担する」とことになっており、不可抗力の場合に貴県と事業者のどちらが責任を負うのか規定がございません。不可抗力の場合には責任負担について貴県と事業者の協議としていただけますでしょうか。	事業契約書（案）第11章の内容をご参照ください。
73	事業契約書 (案)	19	第4章	第3節	第45条	1	本施設の建設に伴い第三者に及ぼした損害	工事の施工について第三者に損害を及ぼした場合において、事業者が善良な管理者としての注意を払ってもなお避けることができなかつたと認められる損害については、貴県の負担としていただけないでしょうか。	原案の通りとします。
74	事業契約書 (案)	22	第52条	4項			開業準備業務の実施	保険料は保険契約者が支払うと理解しております。開業準備業務の委託先企業が事業契約書別紙4第2項に規定された保険を付保する（保険契約者となる）場合、業務委託先企業が契約者として保険料を支払いますが、SPC（事業者）は業務委託先企業に対して当該保険料を含めて委託料として支払うことから、実質的にはSPCが保険料を負担していると考えています。入札説明書等に関する質問に対する回答（第1回）No.345に関して、この理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等に関する質問に対する回答（第1回）No.344に関して、その理解で結構です。
75	事業契約書 (案)	25	第65条	1項			保険の付保	保険料は保険契約者が支払うと理解しております。運営・維持管理業務の委託先企業が事業契約書別紙4第2項に規定された保険を付保する（保険契約者となる）場合、業務委託先企業が契約者として保険料を支払いますが、SPC（事業者）は業務委託先企業に対して当該保険料を含めて委託料として支払うことから、実質的にはSPCが保険料を負担していると考えています。入札説明書等に関する質問に対する回答（第1回）No.346に関して、この理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等に関する質問に対する回答（第1回）No.345に関して、その理解で結構です。
76	事業契約書 (案)	25	第65条				保険の付保	事業者の付保する保険は別紙のとおりで、維持管理・運営期間は賠償責任保険のみとなっております。一般的に火災保険は所有者が付保する認識ですが、本施設の所有者として本施設の火災保険契約または共済への加入をご予定でしょうか。	その理解で結構です。
77	事業契約書 (案)	26	第70条	第3項			マニュアル類の整備等	施設の維持管理に関するマニュアルについて、変更の都度貴県の承諾が必要としておりますが、承諾手続き等が煩雑になることを懸念いたします。軽微なものは事後的な通知などで対応することは可能でしょうか。	原案の通りとします。

No.	書類名	箇所					項目名	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
78	事業契約書 (案)	29	第83条	第3項			業務の廃止等	貴県による運営・維持管理業務の廃止について、事業者への賠償が協議となっております。具体的な賠償額は協議するとしても、貴県の都合により事業を廃止するのであれば、損害賠償自体は認めていただけますでしょうか。	原案の通りとします。県による損害賠償となるかどうかは事由を踏まえて協議することとなります。
79	事業契約書 (案)	29	第6章	第1節	第83条	3	業務の廃止等	県の都合により運営・維持管理業務の一部又は全部が廃止された場合、基本的に県がその賠償を行うとの理解でよろしいでしょうか。	No. 78をご参照ください。
80	事業契約書 (案)	31	第6章	第2節	第88条	4	利用者満足度調査	利用者満足度調査の評価分析報告に基づき県が必要な指示を行うことができる旨記載されておりますが、県からの指示は、要求水準または事業者からの提案の範囲を超えないとの理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
81	事業契約書 (案)	32	第96条	第5項			第三者の故意又は過失による本施設の損害	第三者による本施設への損害が事業者の故意、過失その他善管注意義務の違反により生じた場合を除き、第4項の規定により事業者から費用の負担の請求があったときは県がその費用を負担されるとのことですが、本施設の所有者として本施設の火災保険契約または共済への加入をご予定でしょうか。	No. 76をご参照ください。
82	事業契約書 (案)	34	第8章	第3節	第103条	(1)	事業者の債務不履行による契約解除	事業者が本業務の全部又は一部の実施を放棄し、とありますが、具体的にどのような状態が3日間以上にわたり継続されたことをもって放棄と見なされるのかご教示ください。	ケースバイケースとなりますが、例えば、業務放棄の結果、休館日ではない営業日において、施設の全部が1日中使用できない日が3日間以上続いた状態等を想定しております。
83	事業契約書 (案)	37	第110条	第1項			県の任意による解除	「本事業を継続する必要がなくなった場合その他県が必要と認める場合」とございますが、このような決定を貴県がなされる前の検討段階から、事業者と十分な協議をしていたらとの理解でよろしいでしょうか。また、この場合、サービス購入料A-2の支払は継続されとの理解です。	その理解で結構です。なお、県の任意による解除の場合の、サービス購入料A-2の支払については、事業契約書(案)第113条・第114条をご参照ください。
84	事業契約書 (案)	37	第112条	第3項			事業終了に際しての処置	第1回質問回答No. 174で無償譲渡を前提とするため、買取費用等の追加費用は事業者の負担とございますが、リース物件を最終的に事業者が買い取ることとなるため、残存簿価が残っている場合は事業者の費用負担となり、リース契約の意義がなくなってしまいます。実際は、リース契約の延長交渉、延長した場合の貴県への地位譲渡、あるいはリース会社をして貴県と同一リース品を対象とした契約を締結させるよう仲介、あっせん、努力するといったことかと理解しておりますが、その認識で相違ないでしょうか。	原案の通り、事業期間終了後に無償譲渡することを前提として計画してください。
85	事業契約書 別添1	3	2	(1)	ア	(イ)	サービス購入料A-1	中間確認を行う時期(期央、期末、●月等)についてご想定はございますか。	県から事業者へサービス購入料A-1を支払うための中間確認は令和6年度末・令和7年度末を想定しております。

No.	書類名	箇所				項目名	質問	回答	
		頁	大項目	中項目	小項目				細目
86	サービス購入料の構成と支払手続(案)	4	2	(1)	イ	(ア)	割賦金利の算定方法	割賦金利についてもサービス購入料A-2の対象となるため、入札価格に含まれるものと理解しておりますが、本施設引渡し日2営業日前までに提案時点より急激な金利上昇をした場合は上昇した差額は貴県にて負担いただけるものとして理解してよろしいでしょうか。なお、「実施方針 別紙2のリスク分担(案)」からも基準金利確定日までは貴県負担であるものと読み取れます。	割賦金利の算定方法は事業契約書(案)別添1に記載の通り、本施設引渡し日2営業日前の基準金利をもとに確定するものとなります。
87	事業契約書(案)別添1	4	2	(1)	イ			サービス購入料A-2に係る消費税相当をサービス購入料A-1最終回と一緒に支払っていただけませんか。現サービス購入料A-2初回時ですと、引渡し後5カ月を要すことから、SPCにてつなぎ資金の調達が必要となり、入札金額の上昇につながるためご検討お願い致します。	原案の通りとします。
88	事業契約書別添2	1	1	(1)	ウ		サービス購入料Aの改訂	「県又は事業者は、設計・建設期間内で事業締結日から12月を経過した後に」との記載がありますが、12か月ではないでしょうか。	その理解で結構です。事業契約書(案)別添2を修正します。
89	事業契約書(案)別添2 サービス購入料の改定方法(案)	1	第1	(1)	ウ		改定方法	入札説明書等に関する質問書に対する回答(第1回)のNo.400でも触れられていますが、昨今の急な物価上昇の影響を受け、建設工事費が高騰している状況です。全体スライド第2項で「変動前サービス購入料Aの1,000分の15を超える額につき変動前サービス購入料の変更に応じる」と規定されており、1,000分の15の根拠は公共工事標準請負契約約款第25条(建設期間内の物価変動に基づく請負代金の変更に関する規定)をもとにしていると思われませんが、今回の全体スライドは入札公告日を起算日として事業契約締結日から12ヶ月を経過した後の請求日までを対象期間としており建設期間は含まれないことから、公共工事標準請負契約約款第25条とは性格が異なるものと考えます。つきましては変動前サービス購入料Aの1,000分の15の額を含めて請求できるようにしていただけないでしょうか。	原案の通りとします。なお、事業契約書(案)別添2の設計・建設の対価(サービス購入料A-1及びA-2)の物価変動に伴う改定は、「事業契約締結日から12ヶ月を経過した後に、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動によりサービス購入料Aが不適当となったと認めるときは、相手方に対してサービス購入料Aの変更を請求することができる。」としております。サービス購入料Aの変更を請求できる時点が、事業契約締結日から12か月後以降ということであり、建設期間中におけるサービス購入料Aは改定対象に含まれております(ただし、サービス購入料Aの変更を請求した日までの出来高は改定対象から除きます。)
90	事業契約書(案)別添2 サービス購入料の改定方法(案)	2	1	(1)	(ウ)		物価スライド	入札説明書等に関する質問に対する回答(第1回)No.406「器具・備品に関する物価変動も改定の対象になるとの認識でよろしいでしょうか」の質問に対して「対象にはなりません」との回答でしたが、当該回答は調達(サービス購入料A)、運営・維持管理(修繕)(サービス購入料C-3)のどちらを指す回答でしょうか。また器具・備品に関し、物価変動の改定対象から外す理由をご教示願います。	サービス購入料Aの改定対象として、「備品等調達・設置業務費」も含むように事業契約書(案)別添2を修正します。なお、運営・維持管理期間中に生じる器具・備品の修繕・更新に係る費用(様式3-3-8に記載)の物価変動に伴う改定については、事業契約書(案)別添2の原案の通り、サービス購入料C-3の改定に含むものとなります。

No.	書類名	箇所					項目名	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
91	事業契約書 (案) 別添2 サービス購入料の改定 方法(案)	2	1	(1)	(ウ)	物価スライド	入札説明書等に関する質問に対する回答(第1回) No.406「器具・備品に関する物価変動も改定の対象になるとの認識でよろしいでしょうか」の質問に対して「対象にはなりません」との回答でした。 運営・維持管理期間(14年9か月)において、建築物・建築設備と同様、器具・備品に関しても更新が発生する可能性があります。物価変動の改定対象となる建築物・建築設備と、改定対象とならない器具・備品に関し、両者の違いをご教示願います。 また、修繕費(サービス購入料C-3)の改定方法について、器具備品の費用を除いた金額で算出するとの理解でよろしいでしょうか。	No.90をご参照ください。	
92	事業契約書 別添2	2	2			サービス購入料Bの改訂	直近、光熱水費の変動が大きいため、サービス購入料Bにおける光熱水費についても、サービス購入料C-2で定められている改定基準に則った改定を予定していただけないでしょうか。	原案の通りとします。	
93	事業契約書 別添2	4	3	(1)	イ	(ア) サービス購入料C-1	「なお、令和N年度の収入実績額を基に算定した改定後のサービス購入料C-1は、令和(N+2)年度以降のサービス購入料C-1に適用する。」との記載がございますが、令和22年度、令和23年度に算定された改定額は、令和23年中までに適用される理解でよろしいでしょうか。	令和22年度・令和23年度の収入実績額はサービス購入料C-1の改定には反映されません。	
94	事業契約書 別添2	4	3	(1)	イ	(イ) サービス購入料C-1	「【改定額】の計算式は次のとおりとする。ただし、【各年度の収入の変動幅】の下限は、【各年度の提案時の料金等収入見込額】のマイナス20%とする。」との記載がございますが、【各年度の収入の変動幅】の上限についても下限と同様の考え方として【各年度の提案時の料金等収入見込額】の20%(以下)等の設定をしていただけないでしょうか。	原案の通りとします。	
95	事業契約書 別添2	4	3	(1)	イ	(イ) サービス購入料C-1	【各年度の料金等収入実績額】－【各年度の提案時の料金等収入見込額】＝0円となることは考えづらいため、サービス購入料C-1に関する利用料金の変動に伴う改定は結果として毎年行われるという想定という理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。	
96	事業契約書 (案) 別添2 サービス購入料の改定 方法(案)	3	3	(1)	(ウ)	使用する指標	「建設物価指数月報」(一般財団法人建設物価調査会)の建築費指数における「構造別平均指数」は、2023年5月に「標準指数」に統合されております。サービス購入料C-3の改定にあたっては「標準指数」を採用すると考えてよろしいでしょうか。	その理解で結構です。これに応じて、事業契約書(案)別添2を修正します。	

No.	書類名	箇所				項目名	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目			
97	事業契約書 (案) 別添2 サービス購入料の改定 方法 (案)	3	3	(1)	(ウ)	使用する指標	「建設物価指数月報」自体は2020年3月号を以て廃刊されております。これまでは同調査会のWEBサイト上で指数データは確認できましたが、2023年5月を期に指数の統廃合がなされたのと同時に、有償となっております。本事業地である埼玉県を指す場合、1事業年度分で数十万円のコストが発生し、事業期間全体では数百万円のコストが見込まれます。入札公告時に本件は想定されておらず、予定価格には反映されていないと思われまので、県にて別途負担いただく、もしくは県にて指数を取得していただくとの理解でよろしいでしょうか。	No.96の通り、当該箇所における指数としては、「標準指数」を用いるように修正します。現時点では、「標準指数」のうち、「一般財団法人建設物価調査会」のWEBサイト上にて無償で公表されている指数を用いることを想定しております。
98	事業契約書 (案) 別添2 サービス購入料の改定 方法 (案)	7	3	(2)	イ	(ウ) 入札提案時の各年度の 使用量の見直し	水光熱費の改定に関し、「供用開始の5年後及び10年後に過去の使用量実績に基づき、県と事業者との間で見直しのための協議を行う。」と記載されておりますが、基本的には、実績に基づいて改定が行われるとの理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
99	事業契約書 (案) 別紙4 事業者等が付保 する保険等	54	1	(1)		建設工事保険	入札説明書等に関する質問に対する回答(第1回) No.417及び418にて、建設工事保険及び第三者損害責任保険の契約者(保険を付保する者)は事業者以外の者が契約書となることを許可頂いております。他方、これら保険料の費用負担においては事業者負担と限定されている理由をご教示願います(当該業務実施企業が保険契約を締結(保険料支払)する方が、SPCで付保するよりも保険料率等有利な条件となり、事業費の圧縮に寄与することから、通常、建設に当たる者が保険契約者、かつこれらの保険費用も負担します)。	No. 当該箇所記載の「事業者負担」には建設に当たる者が負担する場合も含まれます。併せて、No.100もご参照ください。
100	事業契約書 (案) 別紙4 事業者等が付保 する保険等	54	1	(1)		建設工事保険	保険料は保険契約者が支払うと理解しております。建設工事保険を事業契約書(案)別添4第1項に従い、「建設に当たる者」が保険契約者として付保した場合に、「建設に当たる者」が契約者として保険料を支払いますが、SPC(事業者)は「建設に当たる者」(業務委託先)に対して当該保険料を含めて請負金として支払うことから、実質的にはSPCが保険料を負担していると考えています。入札説明書等に関する質問に対する回答(第1回) No.417に関して、この理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
101	その他					代表企業の変更	施設整備から運営・維持管理に切り替わる際に円滑な事業運営を考慮し、SPC代表企業を変更することは可能か。	県の事前の書面による承諾がある場合、可能です。ただし、その場合であっても、変更後の代表企業のSPCへの出資比率は出資者中最大としてください。また、SPCへの出資比率が最大の者を変更することを想定している場合は、変更する時期も含めて、提案書提出時に提案してください。

No.	書類名	箇所					項目名	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
102	入札説明書等に関する質問に対する回答(第1回)	2	73				予定価格	「税抜金額には、消費税非課税となる金額が含まれますため、原案の通り、19,152,890,000円(税抜)、21,047,820,000円(税込)が正しい予定価格となります。」との回答をいただいております。サービス購入料の性質は、公共からの各費用の支払でなく、本事業の対価として支払われるものであるため、消費税は19,152,890,000円(税抜)×10%とすべきでないでしょうか。もしその他非課税取引と分類されている想定取引がございましたら内容をご教示ください。	原案の通りとします。なお、消費税非課税となるのは割賦金利となります。
103	入札説明書等に関する質問に対する回答(第1回)	2	73				予定価格	「税抜金額には、消費税非課税となる金額が含まれますため、原案の通り、19,152,890,000円(税抜)、21,047,820,000円(税込)が正しい予定価格となります。」との回答をいただいております。入札価格は、19,152,890,000円(税抜)以下かつ、21,047,820,000円(税込)以下の金額でない場合、失格となる理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
104	入札説明書等に関する質問に対する回答(第1回)	2	78					入札説明書等に関する質問に対する回答(第1回)のNo.78において、事業所税は課税対象となる旨ご回答頂いておりますが、指定管理施設に対する事業所税の課税については、総務省自治税務局市町村税課長通知(平成17年11月14日総税市第59号)より「収益の帰属(利用料金制の導入の有無)」により判定されるものと理解しております。当該通知の中で、利用料金制が導入されている指定管理者であっても、地方公共団体から指定管理料等の交付を受けている場合は、『主として利用料金で収受することが見込まれる収入』により、公の施設の管理事業を行うと認められるような場合に限り、当該指定管理者が事業主体となると理解しております。そのため、『主として利用料金で収受することが見込まれる収入』に関し、利用料金収入+自主運営事業等収入と貴県から収受するサービス購入料を比較してサービス購入料が50%超であれば公共が事業主体となり、SPCへの事業所税(資産割)が非課税になるとも考えられますが、事業所税(資産割)も課税対象になるとの理解でよろしいでしょうか。	原則、事業所税は課税対象となりますが、実際に事業所税が課税となるかについては、事業者にて、課税団体である川口市にご確認ください。
105	入札説明書等に関する質問に対する回答(第1回)	2	No. 78				事業所税	事業所税課税対象とのことですが、 ・事業所税の納税義務者(県かSPCか)の判断 ・事業所税納付額、減免の判断 は課税団体である川口市の判断によると理解でよろしいでしょうか。	No. 104をご参照ください。

No.	書類名	箇所				項目名	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目			
106	入札説明書等に関する質問に対する回答(第1回)	3	No. 82			プール施設	<p>入札参加表明書等に関する質問に対する回答(第1回)No. 82において 「(前略)本施設の移動式カメラ等で撮影したスイミングフォームの動画データを連携し、スポーツ科学拠点施設にて詳細な解析を行うこと等を想定しています。」との回答となっております。</p> <p>回答の内容から本施設では、動画の撮影と再生をしてフォームの確認までが行え、その後は、埼玉県スポーツ科学拠点施設で行う解析用に動画データの提供が出来れば可能という解釈で宜しいでしょうか。 また、データ互換のため、スポーツ科学拠点施設に導入を予定している解析用ソフト等の仕様を参考までにお示し願います。</p>	<p>本施設では、本施設に設置する泳法解析装置等により、水泳のトレーニング・指導に必要な測定及び分析を行い、詳細な解析等は、スポーツ科学拠点施設にて実施することを想定しています。 また、スポーツ科学拠点施設に導入を予定している解析用ソフト等については、現時点では未定です。</p>
107	入札説明書等に関する質問に対する回答(第1回)	8	No. 110			埋蔵文化財	<p>入札説明書等に関する質問に対する回答(第1回)のNo. 117におきまして、「一方、合理的に推測し得ない埋蔵文化財等に起因して発生した増加費用及び対応のためのスケジュール遅延のリスクは、事業契約書(案)第19条及び第21条に基づき、リスク分担を協議します。」とありますが、合理的に予期し得ない埋蔵文化財の出現に係るリスクを事業者が負うことは不合理と考えますが、リスク分担に関する協議の結果、事業者側にリスク負担を求めらるる場合があるのであれば、どのような状況を想定されているのかご教示ください。</p>	<p>事業契約書(案)第19条及び第21条に基づき、リスク分担を協議することになりますが、基本として、合理的に予期し得ない埋蔵文化財の出現に係るリスクは原則県で負担することを想定しています。</p>
108	入札説明書等に関する質問に対する回答(第1回)	11	No. 135			プール施設	<p>入札参加表明書等に関する質問への回答(第1回)No. 135において「映像分析装置で分析を想定している具体的な項目をお示し願います。」との質問に対して、「選手とコーチがその場でフォーム(泳法・飛込・ターン等)を確認するために必要な項目を想定しています。例えば、スタート時の入水角度や泳法を解析する泳法解析システムを想定しております。」と回答されています。</p> <p>本施設においては、撮影した映像を選手とコーチがタブレット等で即時確認できるシステムを整えて、詳細な解析は上尾市に整備が予定されている埼玉県スポーツ科学拠点施設で実施できるようデータ送信等の連携を想定すればよろしいでしょうか。 また、泳法の解析ができるシステム(ソフトウェアを含む)が開発されていない場合、どのようなシステムを導入すれば良いか、仕様をご教示ください。</p>	<p>No. 106をご参照ください。</p>

No.	書類名	箇所				項目名	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目			
109	入札説明書等に関する質問に対する回答(第1回)	12	No.145			プール施設	<p>入札参加表明書等に関する質問に対する回答(第1回)No.145において「冷温交代浴室とは、どのような想定をされているか料金設定も含めてイメージをお示し願います。また、設置エリアは選手利用ゾーンですが、一般利用者への供用は想定されているのか合わせてご回答をお願いします。」との質問に対して、「温度差のある浴槽を設け、利用者の身体的疲労の早期回復や健康増進を図るものとなります。一般利用者への供用も想定しており、プールの利用料金を支払った利用者が無償で利用できることを想定しています。」と回答されています。</p> <p>①回答内容から、一般利用者への供用も想定すると、選手と一般利用者が同時に使用する場面が生じることが想定されます。このような解釈でよろしいでしょうか。</p> <p>②アスリートは日常的な疲労回復方法として氷水を用いた冷温交代浴を行っている方も多いので問題ないですが、全ての一般利用者が冷温交代浴を行うのは急激な血圧上昇等の危険性があるように思われます。ご回答されている「温度差」とは温浴槽、冷浴槽それぞれ何度を想定されているかご教示ください。</p>	<p>①については、大会利用時等、選手の利用が想定される場合は、一般利用者による冷温交代浴室の利用を制限する等、運用によって同時に使用する場面が生じないように工夫してください。</p> <p>②については、健康を損なう危険性が想定される一般利用者の利用を制限する等、運用を工夫してください。</p>
110	入札説明書等に関する質問に対する回答(第1回)	15	181			減免について	<p>①減免について、質問回答No181及びNo277を踏まえると、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1, 埼玉県(埼玉県教育委員会含む。以下同様)がスポーツ事業として使用する場合は全額免除 2, 埼玉県がスポーツ事業以外で使用する場合は半額免除 3, 県内の学校及び、県内の県を単位とした公益団体が使用する場合は半額免除 4, 県内の市町村(市町村教育委員会含む)がスポーツ事業として使用する場合は半額免除 5, その他、「障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例」に記載する内容以上が該当する理解で宜しいでしょうか。 <p>②質問回答No213を確認すると、学校水泳授業・部活動は上記3半額免除が適用されるわけではなく、事業者側で定めた利用料金(条例に定められる料金)を払っていただける認識で宜しいでしょうか。</p> <p>③3,「県内の県を単位とした公益団体が使用する場合は半額免除」との記載がありますが、一般社団法人埼玉県水泳連盟の使用は対象とならない理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>①現在想定している減免については、その理解で結構です。</p> <p>②県内の学校が水泳授業や部活動で利用する場合に自ら専用利用の申込みを行う場合は半額免除が適用されます(県立学校は埼玉県教育委員会ではなく県内の学校として取り扱うことを想定しています)。ただし、水泳教室のように、事業者が専用利用によりスペースを確保して、水泳授業や部活動の水泳指導を受託する場合においては、事業者において設定した委託料を県内の学校から徴収するなども考えられます。</p> <p>③一般社団法人埼玉県水泳連盟の利用は減免対象として想定しています。</p>

No.	書類名	箇所				項目名	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目			
111	入札説明書等に関する質問に対する回答(第1回)	19	No. 215			自由提案事業	埼玉県行政財産使用料条例の別表に規定されております「土地の適正価格」をご教示下さい。	「土地の適正価格」とは、種目ごとに、地方税法(昭和25年法律第226号)第341条に規定する土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録されている近傍類似の民有地の価格から推算した1平方メートル当たりの価格に評価すべき土地の数量を乗じて得た額です。
112	入札説明書等に関する質問に対する回答(第1回)	19	No. 215			自由提案事業	プール施設内で自由提案事業を行う際の使用行政財産使用料については、別表の「建物の一部を使用させる場合」を元に算出する理解でよろしいでしょうか。	自由提案事業において建物の一部を使用する場合は、その理解で結構です。
113	入札説明書等に関する質問に対する回答(第1回)	22	No. 245			必要諸室及び仕様	高機能循環ろ過装置の詳細な仕様については、要求水準書に規定している性能を充足する限りにおいて事業者提案によることですので、要求水準書別紙5-1の修正をお願いします。	要求水準書別紙5-1の当該箇所について、以下の通り修正します。 ・「高機能循環ろ過装置」を「循環ろ過装置」に修正。 ・「(オゾン浄化装置、紫外線殺菌装置、中空糸膜装置等の高度処理装置を併設したもの)」の記載を削除。 ・「ただし、要求水準書に規定している性能を充足する限りにおいて事業者提案による」の文言を加筆。
114	入札説明書等に関する質問に対する回答(第1回)	30	No. 310			様式3-3-8 修繕・更新業務費用の内訳	ご回答にある「なお、様式3-3-8の事業期間の合計額とサービス購入料C-3の合計額は必ずしも一致させる必要はありません。」につきまして、一致しない場合はどのような場合を想定されていらっしゃるのでしょうか。	修繕・更新業務費の全費用をサービス購入料C-3として県に請求せず、事業者の自己負担により当該費用を一部負担する場合等を想定しております。
115	入札説明書等に関する質問に対する回答(第1回)	35	No. 352			事業契約書第113条 検査に合格した出来高	ご回答にある「出来高の対象は～ただし、出来高の買受代金に金融費用は含まれません」につきまして、事業契約別添1「1 サービス購入料の構成」には設計・建設・工事管理業務の【その他費用】に金融機関手数料が含まれておりますため合理的な範囲において金融費用も出来高としてお認めいただきたくお願い致します。	原案及び入札説明書等に関する質問に対する回答(第1回) No. 352の通りとします。
116	入札説明書等に関する質問に対する回答(第1回)	35	No. 352			事業契約書第113条 検査に合格した出来高	ご回答にある「出来高の対象は事業契約に定める業務の既履行部分であるとお考え下さい。」につきまして、事業契約別添1「1 サービス購入料の構成」の設計・建設・工事管理業務の【その他費用】について既履行部分は「事業契約に定める業務の既履行部分」として出来高対象となる理解でよろしいのでしょうか。	その理解で結構ですが、併せてNo. 115をご参照ください。
117	入札説明書等に関する質問に対する回答(第1回)	35	No. 356			事業契約書第113条 検査に合格した出来高	出来高の対象は事業契約別添1「1 サービス購入料の構成」より設計・建設・工事管理業務に含まれる【その他費用】に定める業務の既履行部分は出来高の対象と理解してよろしいのでしょうか。	その理解で結構ですが、併せてNo. 115をご参照ください。

No.	書類名	箇所					項目名	質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	細目			
118	入札説明書等に関する質問に対する回答(第1回)	37	377				サビ購入料A(一時払分)	「審査委員会での審査によります」との回答を記載いただいておりますが、価格提案上当該比率を最大の88%とすることが必須と考えますが、88%以内とされた背景を踏まえてお示してください。	88%以内とした背景については回答致しかねます。
119	入札説明書等に関する質問に対する回答(第1回)	43	No. 417				建設工事保険	No417の回答にて「事業者の負担となります」とございますが、あくまで保険契約者は事業契約書別紙4記載の通り、「事業者又は建設に当たる者」が保険契約者となり契約するとの理解でよろしいでしょうか(事業者の負担として「事業者又は建設に当たる者」が負担)。	その理解で結構です。